

農業委員会定例会 7月

1. 開催日時 令和3年7月20日 午後1時33分～

2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室

3. 欠席委員 4番委員、6番委員、10番委員

4. 議事日程

(1) 協議事項

- ① 農業委員の欠員補充について
- ② 会長職務代理者の選出について

(2) 審議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（知事処分）
- 議案第3号 非農地証明願承認について
- 議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
- 議案第5号 青年等就農計画認定の審査について

5. その他

6. 会議の概要

事務局	<p>定刻となっていますので、ただいまから定例会を開催したいと思います。定例会開催に先立ちまして、去る7月2日に他界されました農業委員、職務代理のご冥福をお祈りし、黙とうを捧げたいと思います。</p> <p>皆様、ご起立ください。</p> <p>黙とう</p> <p>黙とうを終わります。ご着席ください。</p> <p>それでは、議事につきましては、会長に進行をお願いします。</p> <p>皆さん、こんにちは。職務代理者のご冥福を皆様方でお祈り申し上げました。2期目の途中で、(私は)5年とちょっとお付き合いいただきました。大変寂しい限りでございますが、ご冥福をお祈りしたいと思います。皆様方、昨日から梅雨明けし、一気に暑くなりました。私のところでは、若い方が(暑さで)倒れました。お互い気を付けながら作業に励みましょう。それとともに、高松の方ではマダニで亡くなられた70歳の方がいらっしゃるということで、畑で特に草が多いところの草刈りは注意してください。私のところの若い方も(マダニに)噛まれて、1cmぐらいに腫れ上がりました。それを(自分で)とってはいけないため、病院に行ったことがあります。どうやら、マダニの口器が残ってはいけないようで、病院に行ってすぐに処置していただけたらと思っております。</p> <p>それでは早速、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日の議事録署名人ですが、7番委員、8番委員にお願いします。</p> <p>はじめに、協議事項の1番(農業委員の欠員補充)について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>冒頭でも触れましたが、職務代理が亡くなったことにより、欠員となりました。小豆島町農業委員会の農業委員の任命に関する規程では、第11条で「罷免、失職及び辞任により欠員が生じた場合は、速やかに農業委員の補充に努めるものとする。」と規定されていますが、欠員の補充にあたっては通常の任命と同様の手続きを要し、おおむね1月の推薦及び募集期間を経て委員を決定、議会の同意を得なければなりません。現在の農業委員の任期は令和4年3月31日までであり、今年度末で改選となることから、補充委員の在任期間は半年ほどになる見込みです。このような状況から、香川県農業会議からも必ずしも欠員を補充する必要はないとの助言をいただいています。</p>
-----	--

議長	この件について意見はありますか。ただ、地元（■）の■総代にはご相談して、農業委員会の方針に従うとご回答をいただきました。
9番委員	今までがどのようだったかわかりませんが、前例がある場合は、前例どおりでお願ひします。
議長	はい。それは職務代理者の関係ですか。
9番委員	それもですが、補欠のことも話しています。
議長	補欠についてですね。他に意見はありませんか。
7番委員	任期がこの3月までなので、別段支障がないなら、任期まで現状のままでかまいません。
議長	任期満了まで、欠員補充しなくてよいというお話ですが、他に意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	それでは、欠員補充しないものとします。 続いて、協議事項の2番（会長職務代理者の選出）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	職務代理が亡くなったことにより、会長職務代理者が不在となっているため、現委員の中から選出する必要があります。
議長	この件につきましては、「農業委員会等に関する法律」第5条第5項で、委員が互選するとなっていますが、いかが取り計らいましょうか。
9番委員	現委員の就任時は、選考委員を選出して、選考委員により協議し、会長及び職務代理者を選出しているので、今回も同じでよいと思います。
8番委員	事務局一任でかまいません。

議長	ただいま、選考委員会で選出というご提案がありましたが、よろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。
議長	それでは、選考委員さんに職務代理者の選出をお願いしたいと存じますが、その選考委員の選出方法はいかがいたしましょうか。
8番委員	先程も言いましたが、事務局一任でかまいません。
議長	事務局一任という声がございましたが、それでよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。
事務局	それでは、僭越ではございますが、事務局より選考委員さんを指名させていただきます。 3番委員さん、12番委員さん、以上2名の委員さんにお願いをいたします。 なお、選考委員さんはただ今より、別室で選考委員会をしたいと思いますのでよろしくお願ひします。
議長	それでは、選考委員会が終わるまで、暫時休憩とします。
【別室協議】	
	再開いたします。 選考委員会で結論が出たようですので、その結果を、選考委員さんを代表して、3番委員さんから発表していただきます。
3番委員	選考委員の協議結果をご報告いたします。亡くなられた■さんは■地区の方で、今回、同じ■地区の1番委員に会長職務代理者をお願いできたらと思います。
議長	ただ今、選考委員会で協議した結果、会長職務代理者に1番委員を選出したとの発表がございました。 皆様、ご承認いただけますでしょうか。

委員一同 拍手

議長 それでは、小豆島町農業委員会の会長職務代理者は、1番委員に決定しました。

次に、議案の審議に入る前に、議事参与の制限について、事務局から説明をお願いします。

事務局 農業委員会等に関する法律第31条で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとされています。会長ですが、現在、[REDACTED] [REDACTED] の社員ではありますが、代表取締役から退いており経営権もないとのことですので、[REDACTED] の案件に関しては議事に参与して問題ないものと思われます。

議長 はい、前回 [REDACTED] の案件が出た際に、私も疑義がございまして、事務局にいろいろ調べていただきました。(私は [REDACTED] [REDACTED] の) 代表権を譲っておりまし、社員と言ってもアルバイトのようなものです。(現代表取締役は) 同族でございますが、同居しておりません。親族関係であるのは間違いございませんが、代表権は譲っているため、([REDACTED] の案件が出た際に) 議事に参与してもいいのではないかと考えております。今日も一つ ([REDACTED] の) 案件がございます。そういうことで、冒頭に皆様方にお諮りして、ご意見を賜つたらと考えております。この件について意見はありますか。

9番委員 会長は会社の取締役ではありませんか。

議長 取締役ではありません。

3番委員 ([REDACTED] の案件に会長が議事をしても) 結構だと思います。

議長 他に意見はありませんか。

委員一同 ありません。

議長 それでは、[REDACTED]の議事参与につきましては、今までの制限を解除し、(地元委員として関連がある議案等につきましては、今後)取り扱ってまいります。

それでは、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の1番から5番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED] 畑 272 m² と
[REDACTED] 畑 285 m² と
[REDACTED] 畑 1,233 m² の計3筆1,790 m²について
2番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED] 畑 61 m² と
[REDACTED] 畑 246 m² の計2筆307 m²について
3番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED] 田 390 m² について
4番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED] 畑 846 m² について
5番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED] 畑 2,814 m² と
[REDACTED] 畑 243 m² の計2筆3,057 m²について
[REDACTED]の[REDACTED]が1番と3番から5番については譲り受け、2番については賃借権の設定により、申請地では[REDACTED]を栽培する計画となっています。[REDACTED]の現在の経営規模は175,948.29 m²で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 1番と2番の案件については、2~3カ月前から出ている案件の近くになります。ここは[REDACTED]に行く途中の雑木林になっているところですが、[REDACTED]の社長の意向で(綺麗にされるので)問題ありません。3番から5番は、何十年と耕作されていないところで、この場所の周りを[REDACTED]がかなり広げているので問題ありません。

議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の6番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	6番は、■在住の■さん所有の ■畠 548 m ² について ■の■さんである■さんが生前贈与で譲り受け、申請地では■を栽培する計画となっています。■さんの現在の経営規模は0 m ² ですが、今回の所有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員は不在です。この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の7番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	7番は、■在住の■さん所有の ■畠 151 m ² について ■の■さんが譲り受け、申請地では■を栽培する計画となっています。■さんの現在の経営規模は5,433 m ² で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さんは欠席ですが、この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の8番について、向井委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

【5番委員退席】

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 8番は、■■■在住の■■■さん所有の
■■■畠 595m² と
■■■畠 280m² と
■■■畠 130m² と
■■■畠 533m² と
■■■畠 402m² と
■■■畠 68m² と
■■■畠 735m² と
■■■畠 207m² と
■■■畠 1,589m² と
■■■畠 102m² と
■■■畠 572m² と
■■■畠 425m² と
■■■畠 559m² と
■■■畠 185m² と
■■■畠 601m² と
■■■畠 26m² の計16筆7,009m²について
■■■の■■■さんが譲り受け、申請地では■■■を栽培する計
画となっています。■■■さんの現在の経営規模は25,760m²で、5アールの
下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しな
いため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員は5番委員ですが、この件について意見はありますか。

7番委員 今まで■■■さんは■■■さんの土地を利用していたわけではなくて、新たに
利用するということですか。

事務局	家を [] さんが ([] さんから) 購入する際に、他の [] さんが所有している農地と山林をセットで購入してほしいという約束だったようです。一部筆界未定の土地があったようですが、今回 (筆界が) 確定したためこのような形で出てきています。
7番委員	今までに作っていたということはないですね。
事務局	そうですね、今までには耕作されていません。
職務代理	今日も、([]さんの) 奥さんにお会いしましたが、(山の) 上の方は耕作が困難ですが、相手方の意向で、家を購入するのに合わせて、相手が所有する農地をすべて購入することになったそうです。(非荒廃農地は) 家の側が多く、耕作ができるところは [] を植えていきたいそうです。
3番野委員	確かに、住宅も畑も借りていたところだったはずです。
事務局	先程発言した内容に訂正があります。7番委員に借りていたところはないかとご質問をいただき、既耕作地はないと言いましたが、[] と [] 、 [] 、 [] は ([] さんが) 借りていたものを、今回、購入されるということで、一旦合意解約をして購入することになりました。
議長	住宅とセットということで、この中にはかなり荒地もあるとは思いますが、若いお二人に是非頑張っていただきたいと思います。他に何かござりますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
【5番委員着席】	
5番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。 続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の9番について、事務局から説明をお願いします。	

事務局	9番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畑 494 m ² と [REDACTED] 畑 411 m ² と [REDACTED] 畑 135 m ² の計3筆 1,040 m ² について [REDACTED] の[REDACTED]さんが譲り受け、申請地では[REDACTED]を栽培する計画となっています。[REDACTED]さんの現在の経営規模は0 m ² ですが、今回の所有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
11番委員	[REDACTED]さんは[REDACTED]の畠のすぐそばに家を持っていて、家も含め一括で譲るという話だったようです。今回、家は[REDACTED]の[REDACTED]が取得するそうです。畠を[REDACTED]である[REDACTED]さんが譲り受けるそうです。特に問題ありません。
議長	この件について意見はありますか。
	[REDACTED]さんは、[REDACTED]の息子さんになりますか。[REDACTED]の方ですし。
7番委員	[REDACTED]の息子さんは亡くなられているため、違います。（この議案に上がっている[REDACTED]さんについては）[REDACTED]の責任者になるとはお聞きしました。
3番委員	移住者の方でしょう。
議長	移住者でしょう。[REDACTED]のところの責任者になりますか。
7番委員	そう聞いております。
議長	年齢はどうでしょうか、新規就農でされるにしても、[REDACTED]（の仕事）もされる場合、片手間では厳しいでしょう。
11番委員	もう一人移住者の[REDACTED]さんという方がいます。確かに[REDACTED]をしていました。普通の[REDACTED]をしているあの人（[REDACTED]さん）と一緒にされるようです。

議長 本人はどれくらいやる気があるのでしょうか。事務局が本人と会った時はどんな感じでしたか。

事務局 今回の申請は行政書士の方が持ってきたので、本人の意気込みは分かりません。今回の案件は、土地を手放したいという [REDACTED] さんの意向が強いようです。

3 番委員 [REDACTED] さんの奥さんが私のところにしばしば手伝いに来られています。今回の案件について、(奥さんの) 手伝いはないでしょう。

議長 農地は、少し手を加えたら耕作できるような状態なのでしょうか。

11 番委員 場所が分からなかったので確認ができていません。

議長 [REDACTED] の道沿いなので木までは生えてないと思いますが。

事務局 事務局の方で、現地確認を行っています。一部耕作はできそうですが、草が多く茂っているところがあります。

議長 まあ、できないことはないでしょう。他に意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第2号（農地法第4条の規定による許可申請）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の
[REDACTED] 畑 633 m² と
[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の
[REDACTED] 田 597 m² と
[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の
[REDACTED] 田 603 m² の計3筆1,833 m²について
隣接する畠（現況：宅地）の一部（[REDACTED]、[REDACTED] 15.18 m²）を排水路と

して併せて自己の農地造成をするための一時転用の申請となっています。申請地は令和元年12月定例会において農地改良に係る届出で審議いただきましたが、届出書の受理後、工事施工期間が6月を超える見込みとなつたことと良質土砂以外を使用した盛土を行つてることから、農地転用許可を要する形質変更にあたるため、今回このような形で申請することとしています。

なお、申請地は本年4月から工事着手され、このうち [REDACTED] に客土が行わされており、無断転用でありますので、始末書の提出も受けています。

転用に係る造成については、高さ1.25メートルのコンクリートL型擁壁を設置し、表土は花崗土で0.3メートル、下層は建設残土で0.85メートル盛土を行う計画となっています。また、雨水については排水路を設置して排水する計画となっており、造成に合わせて進入路も整備することとしています。

申請地は第3種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等において特に問題となるものはなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 この案件は2年前に（農地改良の届出で）出てきている案件で、事務局の説明のとおりです。

議長 この件について意見はありますか。

3番委員 [REDACTED] のすぐ西側で、[REDACTED]のような [REDACTED] です。やっと手が入るのかと思うと安心しております。

事務局 (工事) 期間は5年間になります。

3番委員 今回道路まで地上げするのでしょうか。

事務局 そうですね。

2番委員 地上げするとなると5mくらいでしょうね。

職務代理	ここは、真ん中にずっと畑かんが通っています。水利組合の[REDACTED]さんが言われていました。
2番委員	道まで上げる場合は土がかなり要りますね。
3番委員	そうですね。
議長	[REDACTED]が生えているようなところでしたね。今回の申請は県へ諮る必要はありますか。
事務局	(県の)常設委員会にはかかりません。排水経路に関しては、平面図ということで(議案に)添付はしていますが、現在水路がないところに一部水路を設置し、[REDACTED]さんと[REDACTED]さんの農地の北側に沿う水路を暗渠にし、[REDACTED]さんと[REDACTED]さんの間をずっと南に暗渠で水路を設置し、最後、[REDACTED]と[REDACTED]さんの間を沿うように、今、水路モドキのようなものですがそこを通って、公の水路に流すように考えているようです。
議長	そうですか。他に意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第3号(非農地証明願承認)について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第3号は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畑 647 m ² と [REDACTED] 畑 534 m ² と [REDACTED] 畑 1,247 m ² の計3筆2,428 m ² について長年に渡り耕作放棄状態が続き、山林化したため農地として復旧することが困難となったものです。山林化し、かなりの年月が経っているため、非農地証明できるものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

11 番委員 写真にもある通り山になっているため仕方ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

これは、処分するために非農地証明として出てきているのでしょうか。

事務局 行政書士が持ってきた案件なので、その後どのように処分されるかは分かりませんが、■さんが（自分の）土地を手放したいという意向が強いようです。今回の3筆につきましては、完全に山になっているため、農地ではなく非農地として処分するという計画のようです。

議長 他に意見はありませんか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番と9番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、■在住の■さん所有の
■田 455 m² について

9番は、■在住の■さん所有の
■田 446 m² について

■の■さんが、新たに借り受けるものです。

申請地では、■を栽培する計画で、期間は1番については10年間、9番については1年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 この方は、家まで説明に来られました。旦那さんは■に勤めていて、本人は■歳です。頑張ってくれると思います。問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

事務局で、青年等就農計画について話を聞いていますか。

事務局 現在、計画を作成中で、8月の農業委員会に諮る予定です。

議長 (■さんは) 前回、■地区の人・農地プランの会に来られていました。熱心に取り組まれる方なので頑張っていただきたいです。他に意見はありませんか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番から7番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、■在住の■さん所有の
■畠 126m²、こちら262番の一部について
3番は、■在住の■さん所有の
■畠 476m²について
4番は、■在住の■さん所有の
■畠 537m²について
5番は、■在住の■さん所有の
■畠 345m²と
■畠 352m²と
■畠 233m² の計3筆930m²について
6番は、■在住の■さん所有の
■田 452m²について
7番は、■在住の■さん所有の
■田 348m²について
■の■さんが、引き続き借り受けるものです。
2番の申請地は、■として利用する計画で、期間は5年間の使用貸借、3番から7番の申請地では、■を栽培する計画で、期間は5年間の、3番と4番と7番については賃貸借、5番と6番については使用貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さんは欠席ですが、この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の8番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 8番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED]畠 1,402 m² について
[REDACTED]の[REDACTED]さんが、新たに借り受けるものです。
申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となって
います。
本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし
ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

5番委員 先月出てきた[REDACTED]の案件の隣の畠です。現況は[REDACTED]になりますが、[REDACTED]
[REDACTED]を栽培するので問題ありません。前の[REDACTED]に大型のテントを設置して
準備されています。問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の10番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 10番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED]宅地（現況：畠） 301.11 m² について
[REDACTED]の[REDACTED]さんが、再度借り受けるものです。
申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は10年1月間の賃貸借とな

っています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員は私です。■さんは■から来て■で耕作されています。前回案件で上がった、■さんの隣なので問題ありません。
この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の11番から14番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 11番は、■在住の■さん所有の
■ 畑 242 m² について
12番は、■在住の■さん所有の
■ 田 477 m² について
13番は、■在住の■さん所有の
■ 畑 716 m² について
14番は、■在住の■さん所有の
■ 畑 960 m² について

(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■の■さんに貸し付けるものです。

申請地では、■を栽培する計画で、期間は11番から13番については10年間、14番については6年間の、11番と12番は使用貸借、13番と14番は賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 11番の■の案件ですが、これは2カ月前に（議案として）出た場所なので問題ありません。■については、わかりません。

議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の15番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	15番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畑 1,286 m ² と [REDACTED] 畑 833 m ² と [REDACTED] 田 27 m ² の計3筆 2,146 m ² について (公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[REDACTED]の[REDACTED]に貸し付けるものです。 申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は6年間の使用貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	ここは[REDACTED]さんの時から([REDACTED]が)ずっと借りていました。今回、農地機構を介して借りることになりました。この場所は、先日草刈りをし、管理機をかけているので綺麗です。今回、地元委員の6番委員が欠席なので、代わりに説明しました。 この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第5号（青年等就農計画認定の審査）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案の説明の前に訂正がございます。申請者の住所が[REDACTED]となっておりますが、正しくは、[REDACTED]です。訂正の程よろしくお願ひいたします。

議案第5号は、[REDACTED]さんの認定申請となっております。これは前回令和3年3月18日に審査し、認定された青年等就農計画の変更の申請になります。この計画の作成にあたっては、小豆農業改良普及センターの指導を受けながら作成しております。

それでは、計画について変更部分を説明します。計画全体を通しての変更ですが、現状部分に数字が新たに追加されているものについては、令和2年中の現状を記入しております。それでは、13ページをご覧ください。今回の計画では、農業経営開始日を令和2年9月1日から令和2年6月1日に変更しております。これは、開業届に記載されている開業日に合わせての修正になります。次に、就農形態について、新たに農業経営を開始から親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始に修正しております。農業経営の規模に関する目標としまして、[REDACTED]の[REDACTED]を[REDACTED]aで[REDACTED]kg生産するという項目を追加し、[REDACTED]の[REDACTED]を[REDACTED]aから[REDACTED]aに変更しております。次のページをご確認ください。農業経営面積の変更に伴い経営面積の合計が[REDACTED]aから[REDACTED]aに変更になります。目標を達成する措置としまして、出荷調整用施設の修繕を個人資金で行い、じゃがいも収穫機を青年等就農資金で購入することとしています。

議長 この件について意見はありますか。

3番委員 [REDACTED]とはどのようなものでしょうか。[REDACTED]aで使われるみたいで、[REDACTED]円ですから[REDACTED]みたいなものでしょうか。

議長 たぶんそうでしょうね。

3番委員 昔は[REDACTED]で([REDACTED])を) 収穫していました。

7番委員 計画で、[REDACTED]の値段が[REDACTED]円ではなく[REDACTED]円になっているのは、誤りですかね。

事務局 誤りです。修正いたします。千万ではなく千円の間違います。

議長 5番委員、路地果実にある果物は何になりますか。

5番委員 [REDACTED] です。

議長 [REDACTED] とはどのようなものでしょうか。

5番委員 わかりません。

事務局 [REDACTED] で、切った際の断面が [REDACTED] になっています。

議長 わかりました。

7番委員 [REDACTED] さんですが、お父さんとは経営は全くの別のものになりますか。

事務局 そうですね、親とは全く別の経営になります。お父さんが経営されているため、新規で経営されるのではなく、親の経営とは別のものに修正しておられます。

あと、「露地」の漢字も誤っていたので、誤字脱字は修正いたします。

議長 これだけの品目を今、一人でされていますか。

事務局 はい、一人です。

議長 それは大変でしょうね。年がら年中作業をしなければなりません。まあ、本人は [REDACTED] のところに来て、管理をされています。温かく見守ってください。

他に意見はありませんか。

委員一同 ありません。

議長 担い手部会でも承認いただいております。ご異議がないようでございますので、当委員会では承認するものとします。

議案の審議はこれで終わりましたので、定例会を閉会します。

それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理 急遽こういうふうになりました。何もわからない人間がこういうところに座っていていいのかわかりませんが、後半年頑張っていきたいと思います

ので、よろしくお願ひいたします。ご審議ありがとうございました。
これで定例会を閉会とします。

閉　　会　　午後2時35分

議　　長　　会長

議事録署名人　　7番

議事録署名人　　8番